

高病原性鳥インフルエンザ及び
低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日
農林水産大臣公表

(一部変更：令和7年10月1日)

目次

前文	1
第1章 基本方針	3
第1 基本方針	3
第2章 発生予防対策	5
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	5
第2－1 平時からの取組	5
第2－2 発生に備えた体制の構築・強化	8
第2節 浸潤状況調査	12
第3 浸潤状況を確認するための調査	12
第3章 まん延防止対策	16
第4 異常家さんの発見及び検査の実施	16
第5 病性等の判定	25
第6 病性等判定時の措置	31
第7 発生農場等における防疫措置	36
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	44
第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定	45
第10 家さん集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	56
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	60
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	62
第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）	68
第14 家さんの再導入	70
第15 農場監視プログラム	73
第16 発生の原因究明	75
第4章 その他	76
第17 その他	76
【参考】	77
鳥インフルエンザの病性鑑定マニュアル	77
家さんの評価額の算出方法	81

※ 留意事項

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和7年10月1日付け7消安第3954号農林水産省消費・安全局長通知）

前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。
 - （1）高病原性鳥インフルエンザ
国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - （2）低病原性鳥インフルエンザ
H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - （3）鳥インフルエンザ
高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - （1）養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
 - （2）国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、
 - （3）国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。
- 5 また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスへの人の感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。
- 6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣

諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高い。

このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に本病ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

- 7 なお、本指針については、海外における本病の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への本病ウイルスの侵入を防止するため、家きん及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病的病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病的の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する本病に関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、本病の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家きんの所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者、化製処理施設、食鳥処理場、集卵業者、GPセンター等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病的の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1】 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

1 家きん及び家きん卵に関する事業者

品評会等の家きんを集合させる催物の開催者、食鳥処理場、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）、ふ卵場、化製処理施設等の所有者、獣医師、キャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）、農協等

2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家きん運搬業者、廃鶏取扱業者、集卵業者、飼料運搬業者、死亡鳥取扱業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学的調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までにに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当とする。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針並びに第2-2の2の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家きんを早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 なお、国は、あらかじめ定めた4の（1）の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2－1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やW O A H等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 本病の特徴、農場（家きんの飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家きん及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、本病ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、本病の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況等に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家きんの所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導等を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、家きんの所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。
- (4) 外国人労働者、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾

病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾患のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第4の1の（1）の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、食鳥処理場、GPセンター、化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第9の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、本病が発生した場合の初動防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼養鳥種、飼養羽数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 近年、経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、本病の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (9) 本病が過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において、家畜保健衛生所や自衛防疫団体等が中心となって、平時から地域の農場同士でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場が相互に協力し、農場周辺での発生に備えた対策等を一体的に実施するよう指導する。その際、家畜保健衛生所や、担当獣医師等の第三者の有識者の視点を活用するよう助言する。
- (10) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

【留意事項2】大臣指定地域における措置について

都道府県は、家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、生きた家きん等の出荷がないと確認された農場は、対象から除外することができる。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

5 家きんの所有者の取組

- (1) 飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。
- (2) 大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。
- (3) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (2) 周辺国で分離されたウイルスに対する有効なワクチンの情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。
- (3) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
- (4) 発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。
- (5) 発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。
- (6) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
 - ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。
 - ③ 特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
- ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡鳥保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。（2）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当た

って必要な取組を求める。

- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。
 - ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。
- (4) 大規模な家きんの所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項 3】大規模な家きんの所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 2-2 の 2 の (4) の大規模な家きんの所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 家きんの死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺の住民、農場及び関連事業者への説明等）

【留意事項 4】化製処理施設における交差汚染防止対策の実施

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

1 車両消毒設備の整備及び消毒の徹底

化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。

2 死体及び汚染物品受入搬入口の区別

原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。

3 交差汚染防止対策の実施

原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないように、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

【留意事項５】化製処理施設利用に係る合意について

都道府県は、化製処理施設の利用を計画している家きんの所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理施設の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた指導等を行う。

- 1 化製処理施設利用に当たっての死体等の受入体制
- 2 化製処理施設内における作業動線
- 3 化製処理にあたって使用するライン
- 4 作業中の病原体拡散防止策
- 5 化製処理後産物の取扱い

- (5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、民間事業者、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
- (7) 大臣指定地域においては、その他の地域と比較して本病の発生又は続発するリスクが高いことから、発生時に粉じん、羽毛等の拡散防止対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導する。
- (8) 発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び

身体的ストレスを受けることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。

- (9) 家きんにおける本病ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見する検査体制を常に整備する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

1 定点モニタリング

- (1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、原則として6月から9月までの間に毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんの周辺家きん）を対象に、血液を検体として採材する。
- (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

【留意事項6】感染リスクが比較的高い農場について

定点モニタリングの対象とする農場（家きんの飼養農場に限る。以下同じ。）については、以下の条件を考慮して選定する。

- ・ 渡り鳥が休息、繁殖することが知られている、又は、集まるような湿地、湖、池、河川等に近接している農場
- ・ 野鳥や他の野生動物が周辺で頻繁に確認される農場
- ・ あひる（あいがもを含む。以下同じ。）等の水きん類を飼養している農場
- ・ 開放型の家きん舎で飼養している農場

2 強化モニタリング

- (1) 都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で20%の感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。
- (2) 当該検査は、最大14戸を対象とし、水きん飼養農場（100羽以上のあひる（あいがもを含む。）を飼養する農場であって、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行う。また、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。
- (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

【留意事項7】モニタリングの検査方法

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

【留意事項8】定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査

- 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライ

ザ法で陽性が確認された場合は、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

- 2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認（採材日と同日に結果が判明した場合には、電話連絡による異状の有無の確認で代替可能）する。この結果、
 - （1）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の9に基づき、防疫指針第4の2から5までの措置を講じるとともに、防疫指針第5の1の（1）の措置を講じる。
 - （2）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で出荷を認める。
- 3 1によりエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応を実施する場合、検査結果が判明するまでの間、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮する。
- 4 2の（2）の場合にあって、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏及び鶏卵の出荷（移動）を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異状がないかを確認し、防疫指針第4の6の手続きに従う。この際、
 - （1）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の9に基づき、防疫指針第4の2から5までの措置を講じるとともに、防疫指針第5の1の（1）の措置を講じる。
 - （2）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異常がないことが確認された場合には、防疫指針第5の1の（2）の措置を講じる。なお、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で出荷を認める。
- 5 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4に準じる。

【留意事項9】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数 100 羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で 20%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。なお、選定に当たっては、水きん飼養農場（100 羽以上のあひるを飼養する農場であって、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行うものとする。水きん飼養農場以外の選定に当たっては、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100 羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満
- II 1,000 羽以上～10,000 羽未満
- III 10,000 羽以上

母集団	標本数
1～19戸	8戸
20～29戸	10戸
30～39戸	11戸
40～69戸	12戸
70戸以上	14戸

【留意事項10】モニタリングで採材した個体について

モニタリングで採材した個体については、ケージに印を付すなどして、可能な限り、検査結果が判明するまでの間、どの個体（ケージ）から採取したのかが判別できるようにすることが望ましい。

3 モニタリング結果の報告等

都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、また、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

【留意事項11】モニタリング結果の報告について

- 1 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等並びに当該モニタリングの状況を、以下の期日までに、家畜疾病サーベイランス報告システムにより農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

(1) 定点モニタリング

6～9月実施分については毎年10月末日

(2) 強化モニタリング

① 10月から1月実施分については毎年2月末日

② 2月から5月実施分については毎年6月末日

2 モニタリングにおいて、寒天ゲル内沈降反応が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告すること。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

- (1) 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (2) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (3) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第4の5の(1)の①の検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

第3章 まん延防止対策

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

- ① 家きんの所有者、獣医師等から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合は、この限りでない。
 - ② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合
 - ③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合
 - ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
 - イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合
 - ④ 家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合
- (2) 都道府県は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項12】 異常家きんの届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家きんの所有者、獣医師等から異常家きんを発見した旨の届

出を受けた場合には、別記様式 1 により動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項 13】家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：白布（消毒薬に浸し、その上に 3 及び 4 の器材を置くために用いる。）、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具、材料保存液、採血器具（採血針、採血管等）、綿棒）、アルコール綿、保温・保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラーズプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項 14】都道府県が行う指導に関する事項

- 1 家きんの所有者から届出があった場合
 - (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
 - (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
 - (3) 農場の出入口を 1 か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
 - (5) 異常家きん及び当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(4)までの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）のウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家きんが患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 本病と判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、鳥類の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 食鳥処理場から届出があった場合

- (1) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止するとともに、必要に応じて当該食鳥処理場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家きんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常家きんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下「処理場入場者」という。）は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家きんの所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家きんが患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び処理場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

2 農場での検査等

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

【留意事項 15】簡易検査の実施について

農場で簡易検査を実施する場合、死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査結果が陽性となった場合には、迅速な初動防疫対応のために、その後の生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに都道府県畜産主務課に報告すること。

1 鶏を対象とした簡易検査

鶏を対象とした簡易検査を実施する場合、原則として、1羽につき気管スワブを1検体として実施すること。

2 鶏以外の家きんを対象とした簡易検査

鶏以外の家きんを対象とした簡易検査を実施する場合には、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施すること。

- 3 死亡家きんの気管スワブは、気管を切開し粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検出検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査）及びウイルス分離検査用の材料とすること。

- (2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話又は電子メール等で報告する。

- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

- ② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

- ③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

【留意事項 16】死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

次に例示する場合などについては、家きんの死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合として差支えないものとする。ただし、都道府県は当該農場に対し、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、翌日も対象期間（当日から遡って 21 日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間）をいう。以下同じ。）の平均死亡率の 2 倍以上の死亡又は 5 羽以上まとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

（例 1）

家きんの飼養羽数が少ない（概ね 100 羽未満）ため、対象期間の平均死亡羽数が 0 羽であるにもかかわらず、1 羽が死亡したことにより、その日の死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上となっている場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

（例 2）

ひな（21 日齢以下のものをいう。以下同じ。）の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上となっている場合であって、当該家きん舎におけるひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率（あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。）の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における 21 日齢を超える家きんの死亡率が、対象期間の平均の 2 倍未満の場合

（例 3）

誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん（以下「換羽家きん」という。）の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率（あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。）の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、対象期間の平均の 2 倍未満の場合

3 農場等における措置

（1）都道府県は、2 の（3）により動物衛生課に報告した場合には、2 の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 気管スワブ、クロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る。）及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- ② 法第 32 条第 1 項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた家さん
- イ 家さん卵（ただし、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）
- ウ 家さんの死体
- エ 家さんの排せつ物等
- オ 敷料、飼料及び家さん飼養器具
- ③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ④ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- ⑤ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km 以内の区域の農場について、②に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。
- (2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間(⑤を除く。)の次の疫学情報を収集し、第5の2の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家さんを特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
 - ① 家さんの移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 家さんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家さん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 種卵の出荷先
 - ⑤ 検査のスケジュール

【留意事項17】 動物衛生課への報告

防疫指針第4の2の(3)の報告については別記様式2-1により、第4の3の(2)の疫学情報の提出は別記様式2-2により行う。

4 陽性判定時に備えた準備

- 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに(遅くとも5の(1)の①の遺伝子検出検査の結果が出る前まで)、動物衛生課に報告する。
- (1) 当該農場における家さん舎等の配置の把握
 - (2) 周辺農場における家さんの飼養状況の整理
 - (3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家さんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）
 - (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

【留意事項 18】陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他の機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査及び検体の送付

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出するPCR検査及びリアルタイムPCR検査

② ウイルス分離検査

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウイルス又は核酸遺伝子抽出物を動物衛生研究部門に送付する。

① 簡易検査が陽性となった場合

② ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（HI試験（抗体のHA亜型を判別する赤血球凝集抑制反応試験をいう。以下同じ。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合

③ (1)の①の遺伝子検出検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

【留意事項 19】病性鑑定時の検査方法等

都道府県で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

【留意事項 20】検体の送付

1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に検体を送付する際には、家畜伝染病施行規則第56条の25に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式3）は、電子メールにより提出すること。

2 ウイルスの送付に当たっては、HA価が8倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、原則として500μl以上で、送付用チューブの容量の範囲で可能な

限り多い量とするが、特別な事情がある場合には、動物衛生研究部門に確認すること。

6 都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応

- (1) 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査並びに各家きん舎ごとに10羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。
- (2) (1)の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清及び第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて抗体が確認された血清を動物衛生研究部門に送付する。
- (3) (2)の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第15の農場監視プログラムを適用する。

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

- (1) 都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。
 - ① 法第10条に基づき、当該鳥類その他の動物が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
 - ② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する速やかな電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理支援システム等を活用した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導
- (2) 都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事する者（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。

【留意事項 21】動物園等の飼養鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の防疫対応について

都道府県は、動物園等の飼養鳥（家きんを除く。以下同じ。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合において、家きんにまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて法第10条又は法第25条の2の規定に基づく消毒並びに通行制及び遮断の措置や法第31条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、関係部局と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防

疫措置の要請を行う。

【留意事項 22】 野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等その他の動物から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径 1 km 以内の区域にある全ての農場に対する電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

ただし、緊急の必要がある場合には、法第 10 条の規定に基づき消毒並びに通行制限及び遮断の措置を講じる。

8 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、5、6 及び第 15 の 1 の（4）により都道府県から検体の送付があった場合には、ウイルス亜型特定検査（ウイルスの H A 亜型を特定する検査をいう。以下同じ。）、病原性判定試験（鶏への接種試験又は H A 領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）又は H I 試験を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

9 その他

1 から 5 までの措置は、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては 2 に準じた措置を、出荷農場においては 3 に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、3 に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常家きんの届出があった場合

- ① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。

(2) モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検出検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（1）により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検出検査の結果に基づき判定する。
 - ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
 - エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行うHI試験の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

- ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん
- イ 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) 患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。以下同じ。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

(イ) 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

オ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きん

カ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

【留意事項23】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について

防疫指針第5の2の(1)の②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんは②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜とみなす。

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家き

んを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん

エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接関わっている者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

キ 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

ク 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

【留意事項 24】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の（1）の②のエ及び同（2）の②のカの家きんについて、動物衛生課

と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

- (1) 発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと
- (2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること（留意事項第16を含む。）
- (3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が、発生時の立入検査の際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できる場合。

- (1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録され保存されていること
- (2) 全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が2cm以下又は同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (3) 定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内のため池等の野鳥が飛来する可能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (4) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと
- (5) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って7日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 家きん舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際に自宅等で入浴した場合を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと
- (3) 敷地内にGPセンター等又は食鳥処理場が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること

【留意事項 25】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②の力の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを飼養する農場に対し、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項 26】 同一の集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応

集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合、次の措置を講じること、患畜又は疑似患畜が確認されていない他の農場（以下「非発生農場」という。）の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

1 非発生農場における本病感染の否定

- (1) 全家きん舎において、高病原性又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。
- (2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること（防疫指針第4の2の(3)の①に準じる。）
- (3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと。

2 非発生農場における家きんの取扱い

都道府県は、非発生農場の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを防疫指針第12の1の(2)の疫学関連家きんとして取り扱うとともに、当該農場に対して、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

3 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

非発生農場において飼養衛生管理基準が厳格に遵守されていること。

4 発生農場における防疫措置時のまん延防止対策の徹底

防疫指針第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合は、

- (1) 原則として、速やかに、発生農場から非発生農場への病原体拡散防止のため、農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置等を行うこと。
- (2) 必要に応じて、非発生農場との境界にブルーシート又はパネルの設置、家きん舎の排気口への不織布又はフィルターの設置、家きん舎内外の消毒薬噴霧等により、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずること。
- (3) 集卵ベルトを介して、発生農場から非発生農場へ家きん卵（種卵を含む。）を搬入させないこと。

(4) 発生農場の家きん舎等の1回目の消毒が完了するまで、集卵ベルト稼働時は、発生農場から送り出されるベルトについて、非発生農場に入る前の地点で消毒を実施すること。

【留意事項 27】 病性等判定日を起算日とする日数の数え方
病性等判定日当日は、不算入とする。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家さんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（1）の②のイに掲げる家さんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（2）の②のイからエまでに掲げる家さんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該家さんの所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 28】 野鳥対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により家さんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課及び都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局に連絡する。なお、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合も、同様に関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1) の場合、都道府県は、当該家さんの所有者に対して、当該家さんに起因する本病のまん延を防止することについて、当該所有者が当該家さんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。
- (3) (1) の場合、都道府県は、当該農場から半径3km 以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (4) (3) により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (5) 都道府県は、家さんが患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家さんの所有者及び第4の4の（6）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家さんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 29】 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評 価 班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家きんや物品等の評価等を行う。
- ・ 記 録 班：発症家きんの家きん舎内の位置（場所）や羽数等の情報の記録、発症家きんの写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家きん、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家きんの特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・ 庶 務 班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保 健 班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び家きんの飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表

する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

- (4) (1) による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (6) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項30】報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式4により行うこと。

【留意事項31】報道機関への協力について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第6の3の(6)の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

- (2) 都道府県は、(1)により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

【留意事項32】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 本病の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。

- 2 防疫措置従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

5 大臣指定地域における続発等に備えた対策

- (1) 都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第 30 条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、粉じん、羽毛等の侵入防止対策等のまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 都道府県は、病性等判定日から遡って 7 日以内に、発生農場と同一の死亡鳥保管場所、堆肥施設等を利用した家きんの所有者に対して、当該施設に出入りした車両の消毒を実施するよう指導する。
- (3) 都道府県は、病性等判定日から遡って 7 日以内に、発生農場から死亡家きん、堆肥等を搬入した大臣指定地域における共同死亡鳥保管場所、共同堆肥施設等の施設の所有者に対して、法第 26 条第 1 項に基づき、期限を定めて当該施設等の消毒を命じるとともに、施設等の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対して、当該車両の消毒を実施するよう指導する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家きんの所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の（1）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。また、大臣指定地域で発生が確認された場合には、当該地域において家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、粉じん、羽毛等の侵入防止対策を講ずる。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 都道府県は、可能な限り早期に防疫措置に着手するとともに、患畜又は疑似患畜について、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（3）の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。また、作業者の安全に配慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎内の粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずる。
- (6) と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素によるガス殺、泡殺鳥機等により迅速に行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (7) 患畜又は疑似患畜の死体は、埋却、焼却等のための箱又は袋詰めをするまでの間、羽毛やふけの飛散を防止し、病原体拡散防止措置を講ずる。
- (8) と殺に当たっては、家きんの所有者、防疫措置従事者等の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (9) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家きんの場所や羽数を記録するとともに、当該家きんの病変部位を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (10) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者等に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。
- (11) 第2-2の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項33】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、家きん舎の構造・設備、周辺環境（周辺農場数、家きんの飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第 5 の 2 の患畜又は初発の疑似患畜が確認された家きん舎及びその周辺家きん舎で飼養されている家きん等、臨床症状が確認されている家きんのと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。
- 4 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

【留意事項 34】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した防疫服等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒する。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から 7 日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日間にまで短縮できることとする。

- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、家きんの所有者、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 35】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式 5 により作成すること。

【留意事項 36】防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲 1 km 以内の区域に位置する農場（防疫第 12 の 2 の（1）の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。また、粘着シートを設置する場合には野鳥等への影響を考慮して設置する。

【留意事項 37】防疫措置時の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場におけると殺等の防疫措置時の病原体拡散を防止するため、農場等の状況に応じて、以下の措置を講ずる。

- 1 排気口へのフィルターの設置、液状消毒薬を用いた排気口の継続的な消毒、排気量の調整又は周辺農場との境界での寒冷紗等による防護壁の設置。
- 2 と殺は、原則として家きん舎内で行い、死体は袋詰め又は消毒等を実施してから持ち出す。また、やむを得ず生きた家きんを持ち出す場合は、羽毛等の拡散防止対策を実施する。
- 3 原則として、防疫措置従事者等や物資等の輸送用の車両は他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

2 死体の処理（法第 21 条）

- （1）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却、埋却又は化製処理を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第 4 項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。
- （2）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1 の（3）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。
- （3）焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第 2－2 の 2 の（3）の③の合

意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。

(4) 焼却、埋却又は化製処理のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。

【留意事項 38】 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員その他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設等に出入口で運搬車両の消毒を行う。
- ② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
- ⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(6) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

(7) 第 2-2 の 2 の (4) に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

【留意事項 39】 患畜等の死体の発酵による消毒の方法 (例)

防疫指針第 7 の 2 の (6) の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を 15~25cm の厚さ、4m の幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ (1,000 羽で 1m を目安とする。) で敷く。
- 2 死体を周辺から 30cm 程度内側に、20cm から 25cm の厚さに載せる。

- 3 死体の上に羽毛が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を 15cm の厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1 から 4 までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を 20cm の厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1 週間以内に 57℃から 63℃になる。）。通常、7 日から 10 日後には、温度は 46℃から 52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

【留意事項 40】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで 5 から 10 万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで 3 から 6 万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 33 の優先順位付けに基づき実施すること。

【留意事項 41】 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生

課と協議の上、防疫指針第7の2の死体の処理が完了したとみなす。

- 1 焼却又は化製処理のため死体を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器等に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を行う場合、ウイルスの拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点

3 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 家畜防疫員は本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。
- (2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、焼却し、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。焼却、埋却又は化製処理による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
 - ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
 - ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ③ 家きんの排せつ物等
 - ④ 敷料
 - ⑤ 飼料
 - ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (3) 汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
 - ② 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- (5) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

【留意事項 42】 家きんの排せつ物処理の方法（例）

家きんの排せつ物の処理については、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 消石灰を散布し、ブルーシートで被覆する。
- 2 定期的に温度を計測し、少なくとも 40 日間静置後、ウイルス分離検査を実施する。
- 3 ウイルス分離検査の陰性を確認した上で、堆肥化处理（発酵消毒）を行う。
- 4 堆肥化处理の過程で、排せつ物の中心温度が 60℃まで上がったことを確認する。
- 5 温度が 60℃まで上がらない場合は、さらに 50 日間静置する。

【留意事項 43】 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の3の(2)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却又は化製処理のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器等に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

4 家きん舎等の消毒（法第 25 条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等の所有者に対し、当該家きん舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施す

る。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

第 2－2 の 2 の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、家きん舎等の消毒を行う。

【留意事項 44】食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について

食鳥処理場において家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該処理場において防疫指針第 7 の 1 から 4 までに準じた防疫措置を講じること。

また、防疫指針第 7 の 4 に準じる処理場における消毒については、原則として、家畜衛生部局は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して、円滑に実施し、家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1 回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

5 家きん舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

6 家きんの評価

- （1）家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- （2）評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- （3）家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真、評価額の算定に必要となる資料等を準備する。
- （4）農林水産省は、都道府県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 45】家きんの評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった家きんの評価額の算定は、原則として、別紙 2 により行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

ただし、第9の1の（1）の①のア又は（2）の①のアにより、第9の1の（1）の①のアの移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。

【留意事項46】非商用農場の確認について

家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、疫学調査により当該施設より生きた家きん等の出荷がないと確認された農場（以下「非商用農場」という。）の判定については、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

- ・ 防疫指針第4の2の検査時の家きんの飼養羽数が100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）であること。
- ・ 病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に、当該農場から家きん等の移動がないこと。
- ・ 疫学調査の結果、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

【留意事項47】非商用農場における防疫措置について

非商用農場で発生が確認された場合には、原則として、防疫指針第7の措置を講じる。ただし、消毒ポイントを設置しないで、当該農場から死体、汚染物品等を移動させる場合には、農場内において運搬車両を十分に消毒する。

- 2 法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。